

安全狩猟モデル地区の設定について

令和元年9月
北海道水産林務部

1 目的

昨年11月のエゾシカ狩猟者の猟銃誤射による国有林職員死亡事故を踏まえ、北海道及び北海道森林管理局、北海道猟友会は、令和元年度狩猟期においても、銃猟安全対策に連携して取り組むこととし、北海道猟友会においては未だ途上にある再発防止策に引き続き組織を挙げて取り組むとともに、道有林及び道内国有林においては平日銃猟禁止の措置をとることとしたところです。

このような中、道有林内に安全狩猟モデル地区を設定し、一定の条件の下、狩猟（銃猟）入林を平日においても可能としたうえで、森林内におけるエゾシカ銃猟の安全対策を検証し、その結果を分析・とりまとめ、狩猟者の方々に周知徹底することにより、令和2年度以降の銃猟安全対策の更なる向上・徹底を図るとともに、エゾシカ捕獲の推進につなげることにします。

2 安全狩猟モデル地区の概要

(1) 安全狩猟モデル地区の区域

- ①上川南部管理区全域の道有林（旭川市・当麻町・愛別町・上川町・東川町・南富良野町）
- ②十勝管理区全域の道有林（大樹町・幕別町・豊頃町・浦幌町・釧路市・白糠町）

(2) 安全狩猟モデル地区における一般狩猟（銃猟）

モデル地区内では、(3)の取組に協力いただくことを条件として、平日、土日祝日を問わず、狩猟期間中に銃猟を目的とした入林を可能とします。

※モデル地区以外の道有林・国有林では、平日における銃猟を禁止しています。

※モデル地区内であっても安全管理上等の理由から銃猟禁止としている場所があります。

(3) 安全狩猟の検証への協力のお願い

安全狩猟モデル地区では、入林する狩猟者の皆様方に次のとおり入林連絡票の提出とアンケート調査への協力をお願いします。安全対策の検証のため、非常に重要な取組ですので、必ず提出いただきますようお願いいたします。

①入林連絡票の事前提出

「安全狩猟モデル地区への入林連絡票」（別添様式）を、メール、ファックス等により、入林する安全狩猟モデル地区を管轄する森林室に提出いただきます。

②アンケート調査

入林された狩猟者の方々（事前連絡票により確認）に対し、別途郵送によるアンケート調査を実施します。アンケートの内容は現在調整中ですが、入林時の移動ルートやエゾシカの捕獲状況、安全対策に関する効果や意識などについて調査する予定です。

3 安全狩猟の検証について

（1）安全狩猟の検証等のための協議会の設置

各モデル地区を単位として、行政（森林関係、狩猟関係、市町村）や猟友会、警察、学識経験者等を構成員とする「森林内安全狩猟協議会（仮称）」を令和1年秋に設置します。

（2）安全対策の検証・検討の方法

令和1年度の狩猟期間を通して、アンケート調査の結果を集計・分析し、上記の協議会において、現状の安全対策の効果を検証するとともに、次期狩猟期を見据え、更なる安全対策の向上に向けた検討を行います。

（3）安全対策の周知と実行

上記検討結果をとりまとめ、狩猟者の皆様にわかりやすく周知し、森林管理者と狩猟者が協力して、道有林や国有林における銃猟安全対策のさらなる徹底を図ります。